

会報

宮崎県建設業協会機関誌



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798



就業体験(インターンシップ) 平成25年12月3日(火)～12月6日(金)

宮崎農業高等学校 環境工学科 2年 36名

受入企業／(株)川上土木、(株)仲東建設、(株)田村産業、(株)大塚組、(株)ダイニチ開発、原田建設(株)、(有)相生建設、(株)坂口組、(有)児玉工業、(株)川正建設、森都工業(株)、旭洋建設(株)ほか設計会社

現場見学会

平成25年12月3日(火)

写真 宮崎農業高等学校 環境工学科 1年 38名

受入企業／五洋建設(株)、ビーエス三菱・戸敷・山崎特定JV、ランバー宮崎協同組合

2014

8

No.478

目次 CONTENTS

●平成26年8月の行事予定	1
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会	
1. 第4回常務理事会を開催	3
2. 第3回宮崎県県土整備部との意見交換会を開催	5
3. 宮崎県農政水産部と宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	7
4. 第1回臨時常務理事会を開催	8
5. 宮崎県との「道路異常箇所の情報提供に関する協定」を締結	10
6. 永野名誉会長へ全国建設業協会から感謝状を授与	10
7. 県施設の指定管理者募集のお知らせ	11
8. 協会からのお知らせ①（社会保険未加入対策について）	12
9. 協会からのお知らせ②（土木工事積算基準の改定について）	14
10. 協会からのお知らせ③（九地整入札契約手続きの見直しについて）	14
●雇用改善コーナー	
1. 「労働時間等設定改善推進助成金」のご案内	15
2. 「職場意識改善助成金」のご案内	17
●事業協同組合	
地域建設業経営強化融資制度について	19
●技士会	
1. 平成26年度「土木施工管理技術検定試験1級実地試験受験準備講習会」の開催ご案内	21
2. 「JCM特別セミナー」の開催ご案内	21
3. JCMマンスリーレポート「現場の新技術」論文募集	21
●建退共	
1. 地区別の事務担当者研修会を開催します	22
2. 共済証紙購入の考え方（購入枚数の計算例）	22
3. 建退共宮崎県支部取扱状況（6月分）	23
●厚生年金基金	
事業概況（6月分）	23
●建災防	
1. 平成26年度安全衛生に係る宮崎労働局長表彰について	24
2. コスモス認定証を吉原建設(株)に交付	24
3. 創立50周年記念全国建設業労働災害防止大会について	25
4. 建災防からの安全メッセージ⑧	26
●火薬協会	
1. 火薬類取扱保安責任者等試験の願書受付状況について	27
2. 講習会の日程について	27
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（6月分）	28
2. 中間前払金制度のご案内	29
3. 『保証ファクタリング』・『公共工事代金債権担保融資』実施期間延長のお知らせ	30
●（公財）建設業福祉共済団からのお知らせ	
育英奨学金（前期分）220名に給付	31

平成 26 年 8 月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	金			
2	土	おやじの日（現場見学会）		
3	日	道路愛護デー活動		
4	月	第2回農業土木委員会 監理技術者講習会		
5	火	4級建設業経理事務士特別研修（6日まで宮崎） 電子納品セミナー（高千穂）	足場組立て等作業主任者技能講習（6日まで清武）	
6	水	県協会建築委員会及び九地整鹿児島営繕事務所との意見交換会（宮崎） 建設業福祉共済団「建設共済」加入促進説明会（都城） 電子納品セミナー（延岡） 土木の日実行委員会	建退共事務担当者研修会（都城）	
7	木	九建協労務対策委員会	防災団体連絡協議会	火薬保安講習（高千穂）
8	金	電子納品セミナー（日向）	高所作業車運転技能講習（9日まで清武）	
9	土			
10	日			
11	月	県協会第6回常務理事会、県土整備部との意見交換会		
12	火			
13	水			
14	木			
15	金			
16	土			
17	日			
18	月		基金納入告知書発送	
19	火		木造建築物の組立て等作業主任者技能講習（20日まで清武）	
20	水	建設業福祉共済団「建設共済」加入促進説明会（日向）	建退共事務相当者研修会（日向）	
21	木		酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育（清武）	
22	金	県協会青年部連合会高千穂大会 生コン品質監査立会い		
23	土			
24	日			
25	月			
26	火		新・総合工事業者のためのリスクアセスメント研修（清武）	
27	水	技士会第2回技術委員会		
28	木	九建協専務・事務局長会議（福岡）		火薬保安講習（日南）
29	金		車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（30日まで延岡）	
30	土			
31	日			

会員の異動状況

【新規加入会員】

地区名	会社名	代表者名
西 都	阿 萬 建 設 (株)	阿 萬 憲 二

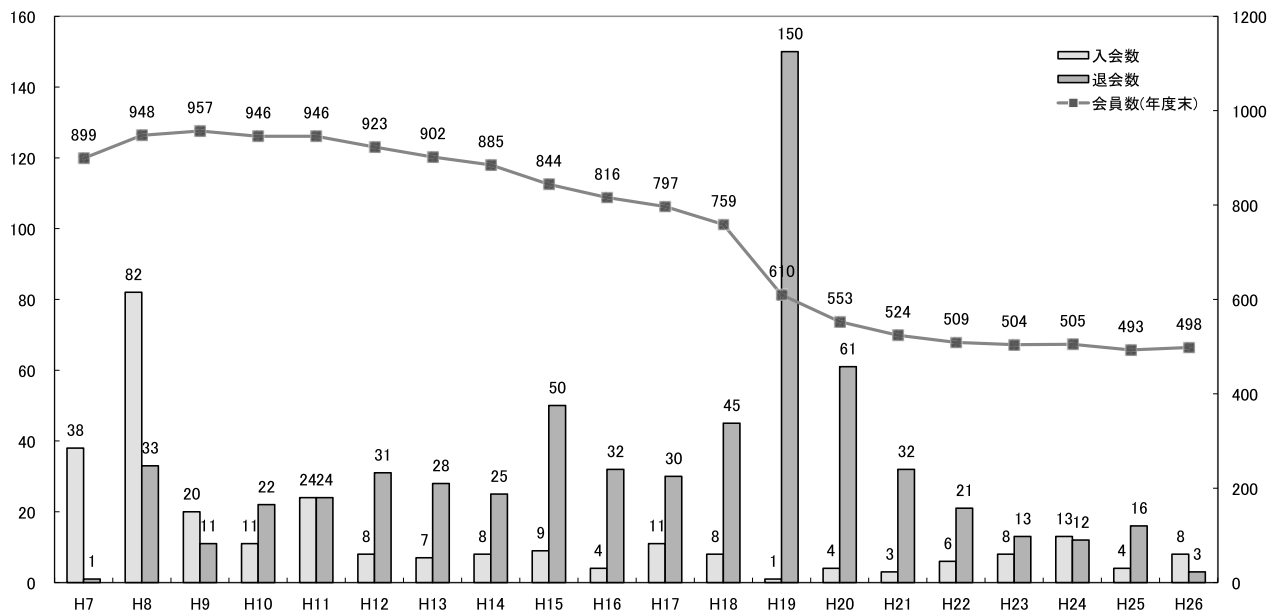
【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	(株) ダ イ ニ チ 開 発	代 表 者	川 越 昌 廣	石 川 伸 行
宮 崎	井 上 建 設 (株)	代 表 者	井 上 辰 男	井 上 竜 志

【退 会】

地区名	会社名	代表者名
日 南	共 同 興 業 (株)	倉 岡 孝 光

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	8
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	3
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	498

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退、H26はH26.7.28現在

宮崎県建設業協会

1. 平成26年度第4回常務理事会を開催

平成26年6月27日（金）午後1時30分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、榎村事務局長より、堀之内常務理事の欠席並びに定足数を報告し開催された。

開会にあたり山崎会長より「会長に就任して以来、全建、建災防、建産連等上部団体の総会に出席した。また、各新聞社の取材を受けて方針等を述べたことをご報告する。

品確法等3法の改正案が衆議院で可決したが、指針の作成により業界の将来が決まる大事な時期になるため、今後の協会運営にご協力をいただきたい。」と挨拶を述べられ、議事に移った。

議題については次のとおり。



山崎会長挨拶



第4回 常務理事会

議題1 新規会員加入について

榎村事務局長が資料1に基づき、西都地区及び高千穂地区から新規会員加入について推薦があったことを報告した。

河野（孝）常務理事と竹尾副会長がそれぞれ説明を行い、次の2社について本会加入が承認された。

- ・西都地区 阿萬建設(株) 代表取締役 阿萬憲二
- ・高千穂地区 (有)光栄建設 代表取締役 今村安薦

議題2 県との意見交換会について

榎村事務局長が資料2に基づき、県土整備部との意見交換会の出席者、県の説明事項等について報告を行い、続いて農政水産部との意見交換会の出席者、県の説明事項、懇親会等について報告を行い承認された。

議題3 国土交通委員会開催結果報告について

河野宏介副会長（国土交通委員長）が、6月16日に開催された国土交通委員会について概要を報告したのち、岡田専務理事が資料3に基づき、当日委員から出された意見等を報告した。

7月10日に開催される本会と九州地方整備局との意見交換会は、委員会で提案された意見のうち九州地方整備局の新たな試行で改善される部分は削除して整理を行い、事前に九州地方整備局に提案することが承認された。また、建設産業団体連合会から出された意見は、建築以外の提案を本会の意見とともに取り纏めて九州地方整備局に提案することが承認された。

なお、建築に関する提案は8月6日（水）の建築委員会に諮り、同日開催される九州地方整備局鹿兒島宮崎事務所との意見交換会に提案されることが承認された。

※九州地方整備局との意見交換会は9月11日（木）に延期

議題4 農業土木委員会開催結果報告について

淵上常務理事（農業土木委員長）が、6月24日に開催された農業土木委員会について概要を報告したのち、岡田専務理事が資料4に基づき、当日委員から出された意見を報告した。

出された意見は要望提案として取り纏め、本会会長と農業土木委員長の連名で農政水産部長に提出したことを報告した。また、本日の意見交換会でこの要望提案を農村計画課長に提出することが承認された。

宮建協

議題5

大淀川クリーンアップの企画への協力依頼について

榎村事務局長が資料5に基づき、6月25日に行われた大淀川クリーンアップ実行委員会への参加報告を行い、当日の作業方法等については宮崎地区協会と打ち合わせを行って実施することが承認された。また、都城地区協会、小林地区協会、東諸地区協会は各地域単位で開催される清掃作業に参加するため、今回は参加しないことを報告して承認された。

議題6

27年度国・県に対する要望について

榎村事務局長が資料6に基づき、自民党県連が毎年開催する要望活動について、過去本会が提出した国と県に対する要望事項と平成27年度要望事項についての事務局案を報告した。事務局案については、各地区協会からの意見があれば提案をお願いして、内容を詰めてから提出することが承認された。また、8月1日（金）のヒアリングには山崎会長と事務局から岡田専務理事と榎村常務理事が参加することを報告して承認された。

議題7

地域人づくり事業について

大谷総務課長が資料7に基づき、事業が県と本会との随意契約になり予算額の1割相当額（520万円）の契約保証金の仮払いが発生すること、及びコーディネーターを1名採用することを報告して承認された。また、事務局から事業の詳細について報告するための臨時常務理事会を、7月10日（木）の午前中に開催することを提案して承認された。

※台風接近のため、7月14日（月）に延期

議題8

宮崎県総合防災訓練について

榎村事務局長が資料8に基づき、宮崎県危機管理課から本会に対して総合防災訓練への参加依頼があったことを報告した。参加機関が県に提出する訓練調査票は事務局が作成した案を提出すること、及び今後開催される全体会議に日向地区、延岡地区、高千穂地区協会の担当者が出席し、訓練調査票を参考にして総合防災訓練での具体的な訓練方法について調整することが承認された。

議題9

建設業界による現状認識と今後の見通しについて

大谷総務課長が資料9に基づき、6月調査結果を報告して九州方整備局に報告することが承認された。

議題10

その他

（1）九州建設業協会防災協定に基づく対応について

榎村事務局長が参考資料1に基づき、九州建設業協会と九州地方整備局との防災協定の窓口が、会長県の沖縄県協会では対応が困難なことから、鹿児島県協会にお願いしたいとの提案があったため、山崎会長の判断で承諾したことを報告した。

（2）TPP協定に関する説明会参加報告について

榎村事務局長が参考2に基づき、内閣官房審議官による説明会に参加した結果、建設業関連ではWTO案件の基準額は日本が交渉参加国12カ国のなかで最も低い（国6億円、県20億2千万円）が、現在国内の案件に海外からの入札参加がないため影響はないことを報告した。

（3）年齢別雇用状況等調査について

大谷総務課長が参考3に基づき、今回の調査の結果、技術系の高齢化が進んでいること、30才から39才未満の技術系の減少が著しいことを報告した。資料は今回の県との意見交換会に提出することが承認された。

（4）その他

榎村事務局長が、建設業福祉共済団の共済保険加入者が減少傾向にあるため会員の加入をお願いした。

また、7月24日（木）に開催される全建中央行事の終了後に、九州ブロック会長会による国会議員との懇親会があり、山崎会長が出席することを報告した。

以上、午後3時20分、常務理事会を終了した。

2. 第3回宮崎県建設業協会と宮崎県県土整備部との意見交換会を開催

平成26年6月27日（金）午後3時30分、建設会館5階「会議室」において、第3回目の意見交換会が開催された。
出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

管 理 課：福嶋部参事兼課長、井上課長補佐
高妻主幹、日高主幹、丸田副主幹、
蛭原主任技師

技術企画課：高橋部参事兼課長、大坪課長補佐
桑畑主幹、否笠主幹、岩切主幹、
安部主任技師

◇公共三部共管

工事検査課：永野課長、岡留工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長、谷口・河野（宏）・
竹尾副会長、後藤・小野・淵上・
藤元・河野（孝）・甲斐常務理事

事 務 局：岡田専務理事、樫村常務理事
兼事務局長、林田・菊池・大谷課長

【山崎会長挨拶】

会長就任後の1ヶ月間で上部団体の総会等に参加して様々な人とお会いした。一方、本会としては地域づくり事業を推進したり、地域維持型契約を煮詰める等の課題がある。また、今年設置した国土交通委員会や農業土木委員会が出された意見も多い。さらには、会員企業の年齢別雇用状況を調査した結果、高齢化の進展と若年者の減少に危機感を感じた。これらの課題を様々な方法で解決したいのでご協力をいただきたい。



山崎会長挨拶

【福嶋部参事兼管理課長挨拶】

本年度の第一四半期は、発注の遅れもあったが6月になり漸く工事が出てきた。本日は県の取り組みについて説明を行った後、意見交換を行うがご協力をいただきたい。



福嶋管理課長挨拶

宮建協

◆県からの情報提供について（説明順）

（１）建設業法等の一部改正について（管理課）

今回の改正は三位一体と言われているが、実際には品確法の他４法（建設業法・入札契約適正化法・浄化槽法・建設リサイクル法）が一部改正された。

建設業法の改正では、建設業者及び建設業者団体に担い手育成等の責務が課された。

（２）平成28・29年度入札参加資格について（管理課）

社会保険未加入対策の一環で現行の参加資格に雇用保険加入を加えた。

主観点の変更については７月の業者説明会でも伝えるが、若年者雇用は県の総合計画改正に基づくものである。また、不当要求防止責任者講習は公安委員会が実施しているものである。

研修会の主催団体に、県電業協会と県舗装協会の２団体を追加する。

（３）指名競争入札の平成25年度試行結果と平成26年度取組について（管理課）

平成25年度の試行結果で、公告件数と契約件数の差の20件は不調・不落件数である。

平成26年度の取組では、指名選定基準を見直して、指名されると若干点数を減らす。分割・組合せ方式は同業種が多いエリアで実施する。また、災害復旧工事等について入札参加資格制限を実施することができる。

（４）地域維持型契約の導入について（技術企画課）

５月に各地区で意見交換を行ったが、今後は７月中に地域の意見を纏めて、９月中に大枠を固めたい。

◆意見交換

本会→指名競争入札では専門性のある施工実績評価について、公共３部とも同じ調書を使っているが、今回調書を複数化するのであれば、農政や環境で特色のある工事は別の調書を作っていただきたい。分割・組合せ方式についてであるが、当地区では指名競争入札のＣクラスの工事（とび・土工及び舗装）に隣接する地区の業者が指名された。Ｃクラスの業者が少ない地区では、分割・組合せ方式は使わないでいただきたい。

県→検討したい。

本会→地域維持型契約において、地域ＪＶで労災が発生したとき監督署の対応はどうなるのか。

県→事故の対応を考えると、ＪＶの甲型は連帯責任になり乙型は工種で分けた責任分担になるため乙型で整理をする考え方がある。

県→事故の判断は監督署が行うが、責任分担が明確であれば事故者の責任になると思われる。

本会→業者への処分は管理課が行うので、状況等を配慮



県土整備部との意見交換会

本会→地域ＪＶの参加者全員に、総合評価落札方式における地域貢献度の評価点を与えるのか。

県→見直しをしたい。

本会→指名競争入札において、とび・土工と舗装は管内優先がないのか。

県→14項目の評価点の高い方から選定しているため該当しないこともある。

本会→地域維持型契約を発注する場合は、単体とＪＶを一緒にしないほしい。

県→内部で議論中であるが、施工体制確保のため門戸をあけたい。

※以下については、質問のみで県からの回答は次回持ち越し

本会→総合評価落札方式の地域企業育成型について、落札業者に対して受注制限をかけてもらいたい。

本会→品確法において発注者が責任を果たしていない場合、業者の相談窓口はどこになるのか。

以上、午後４時30分、意見交換会を終了した。

3. 宮崎県農政水産部と宮崎県建設業協会との 意見交換会を開催

平成26年6月27日（金）16時30分、建設会館5階「会議室」において、農政水産部との意見交換会が開催された。

出席者については下記のとおり。

◇農政水産部

農村計画課：原課長、中山課長補佐、内田主幹
農村整備課：河野課長、図師課長補佐
畜産振興課：坊蘭課長
家畜防疫対策課：久保田課長

◇公共三部共管

工事検査課：竹下工事検査監

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長、谷口・河野（宏）・
竹尾副会長、後藤・小野・淵上・
藤元・河野（孝）・甲斐常務理事
事務局：岡田専務理事、樫村常務理事
兼事務局長、林田・菊池・大谷課長

【山崎会長挨拶】

6月24日に農業土木委員会を開催した。本日は本庁と常務理事会との意見交換になるが、今後は技術調整会議と農業土木委員会でより良い関係の意見交換をお願いしたい。また、本日県から提案をいただく予定の技術連盟の会員募集の件は本会として協力したい。



山崎会長挨拶

【原農村計画課長挨拶】

平成24年度補正予算と25年度一般会計予算は、金額が例年の2倍以上になり不調が多発し初めて事故繰越も経験したが、建設業協会の協力で無事執行できたことにお礼を申し上げる。今後は農業土木委員会との意見交換を真摯に受け止め対応できるものは速やかに対応したい。また、予算確保と入札制度の見直しを図りたい。



原農村計画課長挨拶

【久保田家畜防疫対策課長挨拶】

日頃の家畜防疫対策への協力にお礼を申し上げます。熊本県の鳥インフルエンザは本県への感染を阻止できた。また、PEDは全国38道府県に広がり本県も78件発生して終息していないが、伝染病を発生させないためのご協力をお願いしたい。



久保田家畜防疫対策課長挨拶

宮建協

◆県からの情報提供について（説明順）

（1）平成26年度農業農村整備事業予算の概要について

国の平成26年度予算は、平成25年度補正予算を合わせると平成25年度当初予算比125.6%になった。本県としては、当初予算での回復を国に対して要望している。

本県の本年度執行予算は、平成25年度繰越予算を加えると前年度並みになる。

（2）指名競争入札の25年度試行結果と26年度の取組について

平成25年度の指名競争入札における公告件数と契約件数の差の3件は不落件数である。

平成26年度は指名選定基準の見直しにより、指名された業者は1回毎に調書の点数を若干減らし、受注したら多く減らすようにする。

6月以降のパイプライン工事において、施工実績に応じた調書による指名競争入札を試行したい。

◆意見交換

本会→指名された業者の点数を減らすことの意味は何か。

県→実績があっても指名に入らなかった業者に点数がつくのと同じ効果があり、シミュレーションでは10社を選定する場合、新たに4社を候補として追加できるため、災害対応時には現場に近い業者が指名される可能性が高まる。

（3）管水路工事に係る工事書類簡素化の試行について

書類の簡素化の試行を本年度も延長するが、農業土木委員会と意見交換をして簡素化に努めたい。

◆意見交換

本会→管材について目視確認すれば良いものを、専門員から材料表示の写真を要求されるなど、現場主任が信用されていないことが簡素化に繋がらない原因である。

本会→現場主任の仕事は、書類が8割で現場が2割の状態である。

県→検査員が監督員の指導をしているが、意見を聞きながら出来ることから対応したい。

（4）宮崎県農村振興技術連盟について

会員数が最近の10年間で3割以下に減少したため、会員企業に入会の働き掛けをお願いしたい。

◆意見交換

本会→総合評価の採点に技術連盟の会員を入れることを提案したことがあるが、当時は時期尚早と言われた。また、農業土木は災害協定がないことも会員減少の原因と思われる。

本会→研修会も旧態前であり、発注者向けの研修内容である。

県→意見をいただきたい。

【宮崎県建設業協会からの要望】

山崎会長が、6月24日の農業土木委員会で出された要望書を、原農村計画課長に手渡した。

以上、午後5時30分、意見交換会を終了した。

4. 平成26年度第1回臨時常務理事会を開催

平成26年7月14日（月）午後1時30分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、榎村事務局長より、常務理事の出席者数が定足数を満たしていることを報告して開会を宣した。

開会にあたり山崎会長より「本日の臨時常務理事会は地域人づくり事業が主題になるが、全国的に有効求人倍率が上昇して、大手は大卒の採用が間に合わず高卒の採用を拡大している。

本会としても、若手の囲い込みに取り組む必要を感じており、本日は十分な審議をお願いしたい。」と挨拶をされた。

また、前回の役員会でご承認いただいた地域人づくり事業のコーディネーター有馬氏を採用したことを報告・紹介し、議事に移った。

議題については次のとおり。



山崎会長挨拶



第1回 臨時常務理事会

議題1 新規会員加入について

樫村事務局長が資料1に基づき、小林地区から2社、新規会員の加入推薦があったことを報告した。

淵上常務理事が2社について説明を行い入会が承認された。

- ・(有)椎屋水道 代表取締役 椎屋一男
- ・(株)弥永緑地建設 代表取締役 弥永重俊

議題2 国政・県政に対する要望事項について

岡田専務理事が資料2に基づき、国と県への要望事項について、6月27日の常務理事会で報告した項目に加除修正を行い、纏めた内容を報告して承認された。

議題3 東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト連携会議への参加について

樫村事務局長が資料4に基づき、宮崎県総合政策課から本会に対して連携会議（設立総会 8月1日（金）県庁本館2階講堂）の趣意書とともに、連携会議への参加依頼があったことを報告し承認された。

議題4 九州地方整備局との意見交換会の日程調整について

樫村事務局長が資料5に基づき、台風8号接近により延期された意見交換会について、九州地方整備局から新たな日程の提案があったことを報告し、9月11日（木）の開催で調整することが承認された。

議題5 宮日等防災特集に係るPR広告等への協賛について

樫村事務局長が資料6-1に基づき、宮崎日日新聞社から例年行われる「みやざき防災特集」への企画協賛案内があったことを報告し、事務局で内容を十分検討して対応することが承認された。

さらに、資料6-2に基づき、エフエム宮崎から開局30周年事業として、「エフエム宮崎地震防災ハンドブック2014」への企画協賛案内があったことを報告し、事

務局で内容を十分検討して対応することが承認された。

最後に、資料6-3に基づき、宮崎日日新聞社からJ A 宮崎経済連の新森新会長就任祝賀広告への協賛案内があったことを報告して承認された。

議題6 地域人づくり事業について

大谷総務課長が資料7に基づき、資料全体の報告及び募集要領（案）について報告したのに続き、有馬コーディネーターが委託事業スケジュール（案）、集合研修計画（案）、審査委員会設置要領（案）等について報告し、いずれも承認された。

地区協会から要請があれば、コーディネーターが各地区を訪問して説明会を行うことで決定された。

議題7 その他

河野副会長から、7月2日に開催された九州地方整備局女性技術職員と九州各県の女性技術者との意見交換会を聴取したことが報告された。

議題8 次回常務理事会開催日について

議長より、8月の常務理事会を8月11日（月）に開催する提案がなされ承認された。

以上、午後3時35分、臨時常務理事会を終了した。

5. 宮崎県との「道路異常箇所の情報提供に関する協定」を締結

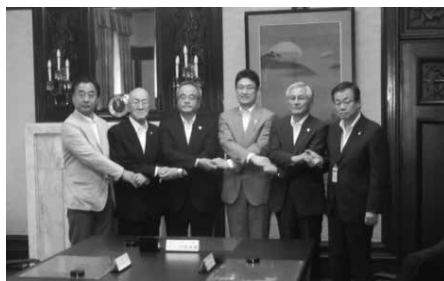
平成26年7月2日（水）宮崎県庁本館3階特別室において、宮崎県知事（河野俊嗣知事）と一般社団法人宮崎県建設業協会（山崎司会長）は、一般社団法人宮崎県バス協会・一般社団法人宮崎県トラック協会・一般社団法人宮崎県タクシー協会・一般社団法人日本自動車連盟九州本部の4団体の代表とともに、「道路異常箇所の情報提供に関する協定」を締結した。

締結式において、河野知事が「今回の協定締結で、県内の道路にきめ細かいチェック体制ができることを心強く思う」と挨拶、山崎は「県民の安全と安心を守るため、会員企業が意識を持ち、また、他の団体と連携しながら協定の履行に努めたい」と挨拶した。

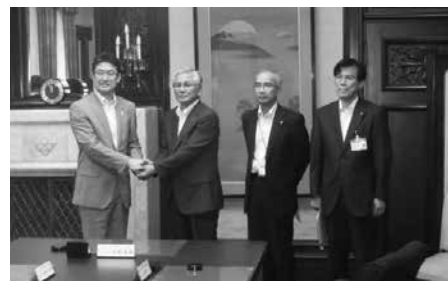
この協定は、宮崎県内全域の道路で異常箇所を発見した場合、道路緊急ダイヤル#9910により通報を行い、重大事故等を未然に防止するものです。



山崎会長挨拶



締結式①



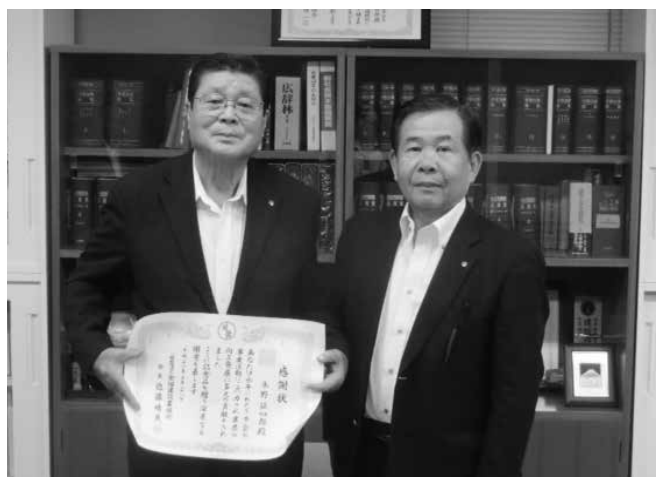
締結式②

6. 永野名誉会長へ全国建設業協会から感謝状を授与

平成26年7月16日（水）宮崎県建設会館3階役員室において、一般社団法人全国建設業協会（近藤晴貞会長）から、一般社団法人宮崎県建設業協会の永野征四郎名誉会長（前会長）に感謝状の授与があった。

これは、永野名誉会長が一般社団法人宮崎県建設業協会の会長を3期6年間務めるとともに、その間九州建設業協会会長並びに一般社団法人全国建設業協会副会長を1期2年間務めた功績によるものです。

授与式において、一般社団法人全国建設業協会の長谷川常務が、「宮崎県では口蹄疫や鳥インフルエンザ、そして新燃岳噴火等の災害が発生し、建設業者の懸命な活動が全国的に評価されたことに敬意を表します」と挨拶、永野名誉会長は「このような感謝状をいただき厚くお礼を申し上げます。これは協会を支えてくれた会員企業の協力の賜物であり感謝します」と応えた。



感謝状贈呈式

7. 県施設の指定管理者募集のお知らせ

県では、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的に、県が設置した「公の施設」の一部に指定管理者制度を導入し、県が指定した管理者（指定管理者）に管理業務をお願いしています。

現在、今年度末に指定期間が満了となる下記の施設について、平成27年度からの指定管理者を募集しています。法人その他の団体であれば、単独又はグループいずれでも応募ができますので、積極的なご応募をお待ちしております。

募集期間等の詳細については、県ホームページをご覧ください。各施設所管課までお問い合わせください。

宮崎県 指定管理者

検 索

募集 番号	施 設 名	指定 期間	問合せ先	
			所管課	電話番号 (0985)
1	宮崎県男女共同参画センター	3年	生活・協働・ 男女参画課	26－ 7040
2	宮崎県東京学生寮	3年	総務課	26－ 7290
3	宮崎県福祉総合センター	3年	福祉保健課	26－ 7075
	県立母子福祉センター			
4	県立視覚障害者センター	3年	障害福祉課	32－ 4468
5	県立聴覚障害者センター	3年		
6	宮崎県林業技術センター (研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園、親水広場のみ)	3年	森林経営課	26－ 7154
7	宮崎県川南遊学の森	3年	環境森林課 みやぎの森林づく り推進室	26－ 7153
8	宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森	3年		26－ 7160
	宮崎県諸県県有林共に学ぶ森			
9	農業大学校農業総合研修センター ※平成27年度から新規	3年	地域農業推進課	26－ 7126
	農業科学公園 ※平成27年度から新規			
10	宮崎県建設技術センター	3年	管理課	26－ 7175
11	県立青島亜熱帯植物園	3年	都市計画課	26－ 7191
	宮崎県総合運動公園			
12	県立平和台公園	3年		
	宮崎県総合文化公園			
13	特別史跡公園西都原古墳群	3年		
14	県営住宅（宮崎・日南・串間・都城・小林・高岡・西都・高鍋土木事 務所管内 89団地）	3年	建築住宅課	26－ 7196
15	宮崎県体育館	5年	スポーツ振興課	26－ 7247
	宮崎県ライフル射撃競技場			
	宮崎県総合運動公園（有料公園施設のみ）			

【指定管理者制度全般について】県行政経営課 0985-32-4473

8. 協会からのお知らせ①（社会保険未加入対策について）

基本問題小委員会における提言(社会保険未加入対策関係) 国土交通省

1. これまでの中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会における提言

- ①行政・元請企業による加入指導、法定福利費確保に向けた取組等の総合的な対策を推進すべき
- ②平成29年度を目途に、事業者単位では許可業者の100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入を目指すべき

2. 総合的対策の推進

国土交通省においては、平成29年度を目途に目標を達成するため、これまでに以下のような総合的対策を推進

- ①行政・元請企業・下請企業等の関係者が一体となった推進体制(社会保険未加入対策推進協議会)の整備
- ②建設業法施行規則等関係法令の改正(平成24年5月公布)
 - ・建設業の許可申請書類、施工体制台帳の記載事項等への記載事項追加、経営事項審査における社会保険未加入業者への減点措置の厳格化
- ③社会保険加入状況の把握、確認・指導等
 - ・公共工事労務費調査を活用した加入状況の把握・公表
 - ・建設業担当部局における建設業許可・更新、経営事項審査、立入検査時の加入状況の確認・指導、保険担当部局への通報
- ④建設企業における取組の推進
 - ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の策定(これを踏まえ、元請企業が下請企業の保険加入状況を把握、加入指導)
 - ・社会保険加入促進のためのポスター・リーフレットの作成・配布等による周知・啓発
- ⑤法定福利費の確保
 - ・公共工事設計労務単価の改訂等により必要な法定福利費(事業主負担分・本人負担分)の額を公共工事の予定価格に反映
 - ・各専門工事業団体による法定福利費が内訳明示された標準見積書の作成、活用(平成25年9月から一斉に活用開始)

3. 今後取り組むべき対策の方向

現 状

- ①社会保険等への加入状況：企業別87%、労働者別58%(平成24年度公共工事労務費調査、3保険への加入率)
- ②東日本大震災からの復旧・復興等による建設投資の回復
- ③国民負担による必要な法定福利費額の公共工事の予定価格への反映

今こそ更に取組を加速化する必要性

今後の対策の方向性

これまで講じてきた総合的対策の推進に加え、

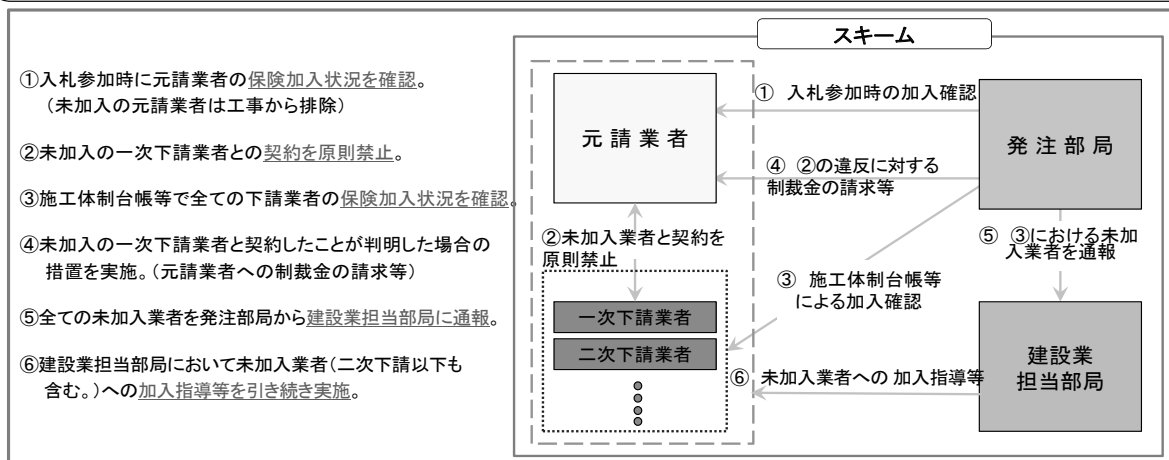
- 公共工事の施工に関し、社会保険未加入業者に対する厳正かつ適切な指導監督を強化するとともに
- 公共工事において元請業者・一次下請業者から社会保険未加入業者を排除

国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策

国土交通省

- 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、
 - ・社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化する。
 - ・元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。

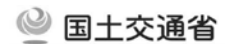
(※)建築一式工事の場合は4500万円



- 平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定する。

- 上記内容に付き、平成26年5月16日付けで地方整備局等宛に通知を発出。また、同日付けで、地方公共団体に対し、当該通知を参考送付し、同様の取組の検討を促した。

社会保険未加入対策の強化（案）



問1 「一定規模以上の工事」とは、どの程度の工事か。

→現行建設業法上、施工体制台帳作成義務の対象となる工事
（工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3000万円（工事が建築一式工事の場合は4500万円）以上になる工事）

問2 どのような場合でも、元請と未加入の一次下請業者との契約が禁止されるのか。

→当該未加入業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在する場合は、下請の工期内で発注者が指定する期間内に当該未加入業者が社会保険に加入することを条件として、例外的に認められる。

問3 元請業者にはどのようなペナルティーが課せられるのか。

→・請負代金額の減額（元請と未加入の一次下請業者との契約額の10%）
・指名停止
・工事成績評点の減点
（ただし、問2の「特別の事情」が存在する場合には、当該未加入業者が一定期間内に社会保険に加入しない場合に限る。）

問4 二次下請以下の未加入業者はどのように扱われるのか。

→建設業担当部局に未加入の事実が通報され、個別に保険加入指導が行われることとなる。

問5 社会保険の適用除外となる建設業者まで排除されてしまうのか。

→個人事業主・一人親方等の社会保険の適用除外となる業者は、そもそも社会保険の加入義務がないことから、排除されません（※詳細な要件はねんきん事務所等にお問い合わせください。）。

※上記は現時点での案であり、制度の詳細については、引き続き検討を行う。

9. 協会からのお知らせ②（土木工事積算基準の改定について）

平成26年度 土木工事積算基準 改定概要（4月1日適用） 国土交通省

■主な改定のポイント

施工実態を反映し、土木工事積算基準を次の通り、改定を行う。

- ①維持修繕工事等の標準歩掛等の新設・見直し
- ②間接工事費率（共通仮設費率、現場管理費率）の見直し（施工箇所所在や小規模施工に対応）
- ③工事一時中止に伴う費用の算定方法を見直し
- ④東日本大震災被災3県専用の積算基準の一部見直し

①維持修繕工事等の標準歩掛等の新設・見直し

- ・橋梁補修関係の3工種の歩掛を新設（断面修復工、ひび割れ補修工、表面被覆工）
- ・切削オーバーレイ工、堤防除草工、道路除草工の歩掛見直し
- ・全面改定15工種、一部改定22工種
- ・建設機械等損料の改定



②間接工事費率の見直し

- ・間接工事費を算定する、工事箇所の単位を直径5kmから1km程度に見直し
- ・小規模施工の実態に合わせるため、より小規模の工事の間接工事費率を設定

内通費率表(千円単位)	
800万円	16.6%
見直し	
200万円	28.4%

③工事一時中止に伴う費用の算定方法の見直し

- ・工事一時中止に伴い増加する費用の算定に用いる経費率を現行の率から20%割増し
- ・新たに基本計上費用を計上（土木一般世話役×中止日数）

④東日本大震災被災3県専用の積算基準の一部見直し

- ・土工【3工種】
ダンプトラック不足等→日当り作業量低減を10%から20%に見直し
- ・コンクリート工【29工種】
セメント供給不足等→日当り作業量低減10%を継続
- ・建設機械等損料の維持修理費率を5%割増し

10. 協会からのお知らせ③（九地整入札契約手続きの見直しについて）

国土交通省 九州地方整備局の入札契約手続きの見直しの実施方針について

平成24年10月、公正取引委員会は、高知県内の入札談合事案に関して事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行うとともに、国土交通省に対し、入札談合関与行為等防止法に基づく改善措置要求を行った。

国土交通省では、当面の再発防止対策を取りまとめ、入札契約手続きに関しては、

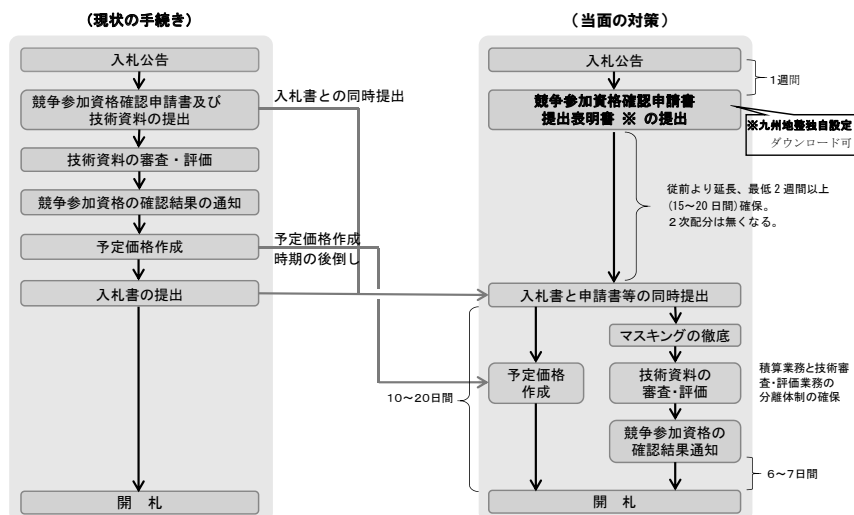
- (1) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底
- (2) 予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など不正が発生しにくい制度への見直しを検討

【実施方針】

◆分任官発注で施工能力評価型を適用する一般土木工事のうち予定価格が6千万円以上3億円未満の工事において、当面の再発防止対策を踏まえた手続きフローにより実施する。

◆平成26年4月1日以降に入札手続きを開始する工事（平成26年度通常工事）から適用する。（平成25年度補正工事は対象外）

◆今後、工種、ランクの拡大を進める。



雇用改善コーナー

中小企業事業主団体の皆さまへ

1. 「労働時間等設定改善推進助成金」のご案内

～ 事業主団体傘下の中小企業事業主が、年次有給休暇の取得促進、所定外労働時間の削減、その他労働時間等の設定の改善※1などに意欲的に取り組む場合に団体への支援を行います ～



「若い人材、有能な人材が集まらない」
「雇った人がすぐ辞めてしまう」
「活力ある職場にしたい」

事業主のこのようなお悩み、もしかしたら、
社員の仕事と生活のバランスが崩れているのかもしれない。

働きやすい職場づくり、みんなで、はじめてみませんか？

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

対象団体

傘下の事業主全体の2分の1以上が中小企業であり、労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成や啓発などの事業を効果的かつ適正に実施できる団体

助成内容

1. 支給対象となる事業

支給対象となる事業は、「労働時間等見直しガイドライン」※2に定められた、時間等の設定の改善のための取り組み事項について、傘下の事業主における取り組みを推進するために団体が行う、次のアからキの事業です。

☆ア	方針策定等の事業
☆イ	好事例の収集、普及啓発の事業
ウ	セミナーの開催の事業
☆エ	巡回指導等の事業
オ	重点的な指導が必要な事業場に対する個別指導の事業
カ	労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整の事業
キ	その他、労働時間等見直しガイドラインに定められた事項を推進するために必要と認められる事業
	◆事業を円滑に実施するための中心的な役割を担う「労働時間等設定改善推進員」を団体に配置することができます。



☆・・・必須の事業

※2 労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）とは、事業主などが労働時間等の設定を改善するに当たって、適切に対処するために必要な事項を定めたものです。



厚生労働省・都道府県労働局

雇用改善

2. 取り組み事項と成果目標

団体は、傘下の事業主が実施する必須の取り組み事項のうち2つの成果目標を設定し、その目標の達成に向けて事業を実施します。

(1) 必須の取り組み事項

ア	実施体制の整備(労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使協議機関の設置など)
イ	年次有給休暇を取得しやすい環境の整備
ウ	所定外労働時間の削減

○ 成果目標(2つ)の設定

成果目標	●傘下の事業主の労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を1日以上増加させる ●傘下の事業主の労働者1人当たりの月間平均所定外労働時間数を1時間以上削減させる
------	---

(2) 任意の取り組み事項

ア	労働者の抱える多様な事情および業務の態様に対応した労働時間等の設定
イ	労働時間の管理の適正化
ウ	ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用
エ	特に配慮を必要とする労働者についての取り組み ・特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者についての取り組み ・子の養育または家族の介護を行う労働者についての取り組み ・妊娠中及び出産後の女性労働者についての取り組み ・単身赴任者についての取り組み ・自発的な職業能力開発を図る労働者についての取り組み ・地域活動等を行う労働者についての取り組み ・その他特に配慮を必要とする労働者についての取り組み



3. 支給額 ～事業の実施に要した経費の一部を、目標達成の状況に応じて支給します

対象経費	助成額	成果目標の達成状況	補助率
謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、消耗品費、委託費	対象経費の合計額 (上限400万円) ×補助率	2つともに達成	3/3
		どちらか一方を達成	2/3
		どちらも未達成	1/3

利用の流れ



お問い合わせ先

都道府県労働局労働基準部監督課または労働時間課

詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

(H26.4)

中小企業事業主の皆さまへ

2.

「職場意識改善助成金」のご案内 (職場環境改善・改善基盤整備コース)

「労働時間等の設定の改善」※により、職場の士気を高めたり、仕事と生活の調和に
取り組む中小企業事業主を支援します



- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい
- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 有給休暇の取得を促進して社員のやる気をアップさせたい

助成額の増額、助成対象の拡充、申請期間の延長などで、
利用しやすくなりました!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

対象事業主

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が9日未満または月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主

中小企業事業主の範囲→

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください

- | | | | |
|---|--|---|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 労務管理担当者に対する研修 ○ 労働者に対する研修、周知・啓発 ○ 外部専門家によるコンサルティング
(社会保険労務士、中小企業診断士など) ○ 就業規則・労使協定等の作成・変更
(計画的付与制度の導入など) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 労務管理用ソフトウェア ○ 労務管理用機器(※1) ○ デジタル式運行記録計(デジタコ) ○ テレワーク用通信機器(※1) ○ 労働能率の増進に資する設備・機器等(拡充)
(小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車
リフトなど)(※2) | } | などの
導入・更新 |
|---|--|---|--------------|
- (※1) パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。
(※2) 裏面5の要件を満たした場合のみ、支給対象となります。

2. 成果目標の設定 ～具体的な数値目標の達成を目指してください

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

目的	成果目標	備考
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(年休取得日数)を1日以上増加させる	年次有給休暇の年間平均付与日数と年休取得日数の差が1日未満の場合は、日数にかかわらず年休取得日数を増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数(所定外労働時間数)を1時間以上削減させる	所定外労働時間数が1時間未満の場合は、時間数にかかわらず所定外労働時間数を削減させる



厚生労働省・都道府県労働局

雇用改善

3. 成果目標等の評価期間 ～評価期間が6か月から3か月に短縮されました

2の成果目標及び5の要件の実績評価期間は、事業実施期間中（平成27年1月末日まで）の3か月を自主的に設定してください。

4. 支給額 ～1の取組の実施に要した経費の一部を、2の目標達成状況に応じて支給します

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、消耗品費、委託費	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額

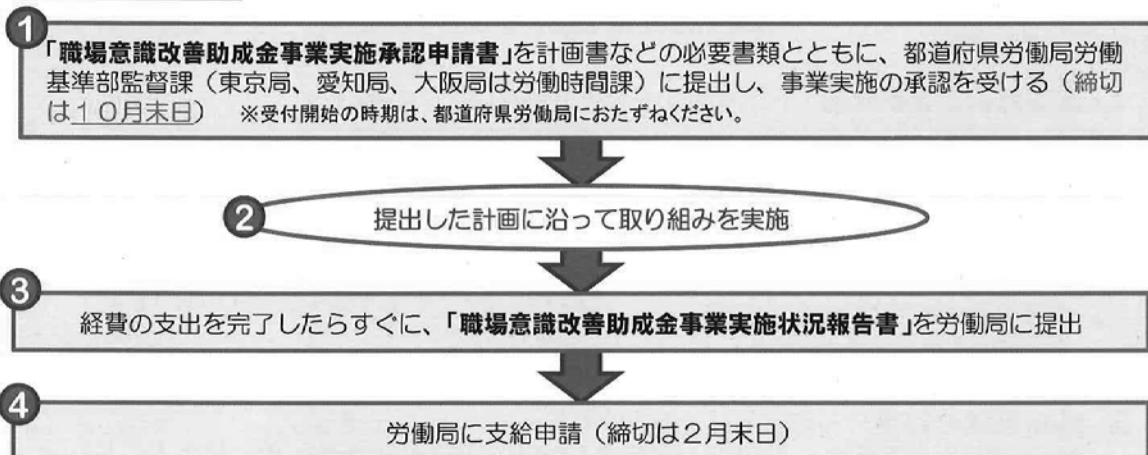
成果目標の達成状況	a、bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成
補助率	3/4	5/8	1/2
上限額	80万円	66万円	53万円

5. 労働能率の増進に資する機器等に係る支給要件

※ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の取組は、以下の全ての要件を満たさなかった場合、支給されません。

目的	要件	備考
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数（年休取得日数）を4日以上増加させる	年次有給休暇の年間平均付与日数と年休取得日数の差が4日未満の場合は、年休取得日数を年休付与日数まで増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数（所定外労働時間数）を5時間以上削減させる	所定外労働時間数が5時間未満の場合は、所定外労働時間数を0まで削減させる

利用の流れ



お問い合わせ先

都道府県労働局労働基準部監督課または労働時間課

詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

(H26.4)

事業協同組合



地域建設業経営強化融資制度について

(平成26年4月1日より実施期間、助成金利が変わります。)

1. 制度概要

- ・工事未完成部分を含む債権譲渡契約 (国から1.1%を上限に貸付金利の助成)。
- ・新制度において工事未完成部分は、保証事業会社が債務保証を行う。

2. 制度実施期間

- ・平成27年3月末までの時限措置として実施。

3. 対象となる建設企業

- ・公共工事を受注・施工している中小・中堅建設企業

4. 対象となる工事

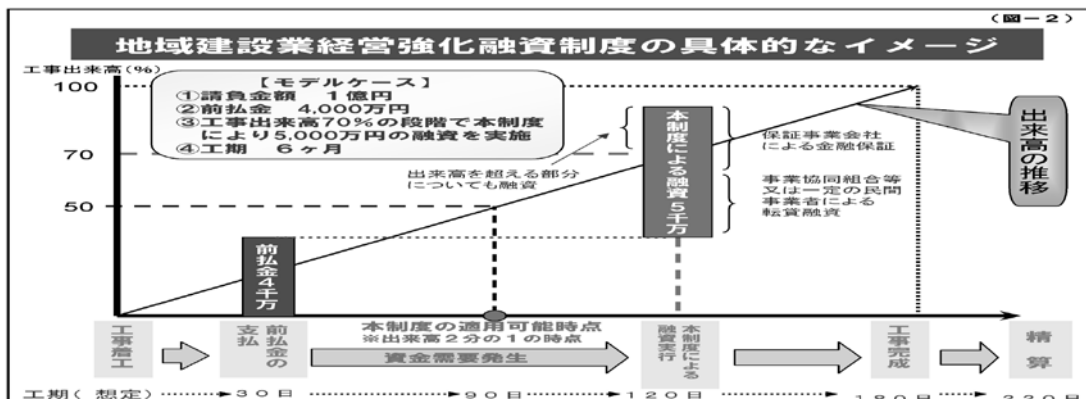
- ・国、地方公共団体等の発注する工事を対象。
※ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外とする。
- ・当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと発注者が認めた日以降。
- ・保証事業会社による金融保証(出来高を超える部分、未完成部分)を受ける時は、前払金の支払を受けた工事対象。(金融保証(出来高を超える部分)を受けとらない時は、前払金を受け取らなくても可)

5. 事務手続き等

- ・窓口……………宮崎県建設事業協同組合
- ・貸付金利……………2.2% ～ 2.85% (※未完成部分は別途金利必要)
- ・事務手数料……………0.07% ～ 0.15% (※未完成部分は別途手数料必要)
- ・契約書類……………地域建設業経営強化融資専用債権譲渡契約用紙

事務の流れ (注意 手続き申請には、余裕をもっておこなってください)

- ① 地域建設業経営強化融資用契約用紙(債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書1枚)に必要事項を書き込み、合計2枚を組合へ送付。
(注意 書き込み時には、印鑑押印、印紙貼り付けはしないでください。)
- ② 組合にて内容確認後、組合印鑑を押印し、合計6枚を返送。
(債権譲渡契約証書3枚、債権譲渡契約依頼書3枚、発注者控1枚毎、組合控1枚毎、企業控1枚毎)
- ③ 返送された書類に、印鑑を押印、印紙を貼り付け。
- ④ 発注者へ申請。(債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書3枚を提出)
- ⑤ 借入時に組合へ提出。(債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書1枚を提出)
(注意 融資申込み時の借入申込書等の書類は現状書式)



組合

地域建設業強化融資制度に係る融資額と工事残代金の精算(モデルケース)

【前提条件】 ①請負金額1億円 ②前払金4,000万円 ③工事出来高70% ④契約保証金1,000万円
⑤債権譲渡額6,000万円

●融資可能額の計算例

※一般的な計算例であり、実際の算定方法は組合等によって異なります。

●事業協同組合等による転貸融資額

①請負金額×③出来高-②前払金-④契約保証金

融資金額 1,800万円 (1億円×70%-4,000万円-1,000万円)×90%(掛け目)

●保証事業会社の金融保証による融資額(最大限に融資を受けた場合)

①請負金額-②前払金-④契約保証金-事業協同組合等による融資金額

融資金額 3,200万円 (1億円-4,000万円-1,000万円-1,800万円)

※
最大融資
可能額
5,000万円

●工事完成の場合の工事残代金の精算

A 工事残代金額 6,000万円(1億円-4,000万円)

B 違約金充当額 0円

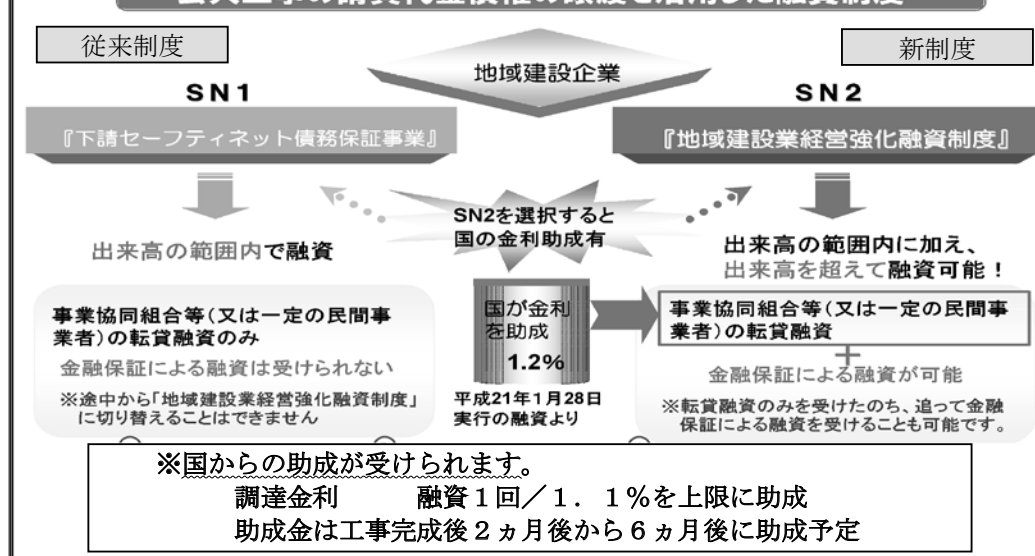
- ①発注者による協同組合等への支払金額 6,000万円(A-B)
- ②事業協同組合等による組合融資への充当額 1,800万円
- ③事業協同組合等による保証会社への支払額 4,200万円(①-②)
- ④保証事業会社による銀行への返済額 3,200万円
- ⑤保証事業会社から建設企業への支払金額 1,000万円

注1:実際の融資額は、工事の出来高、保証会社の審査、融資を行う金融機関の対応等により異なります。

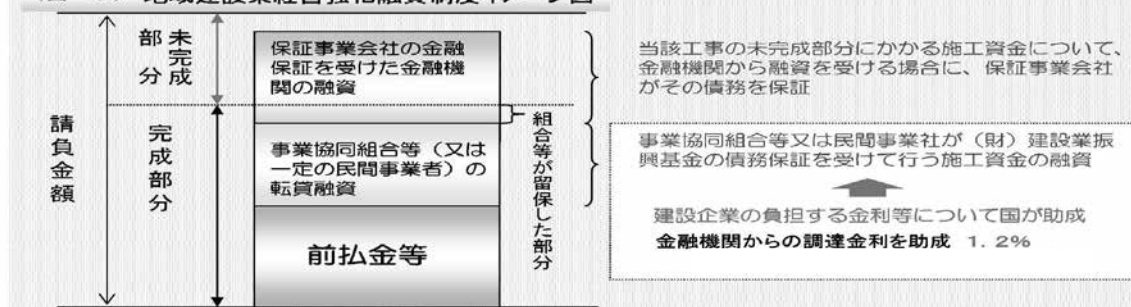
注2:融資にあたっては金融機関に支払う借入金利のほか、事業協同組合等や保証事業会社に支払う保証料等が必要になります。

注3:保証事業会社の保証料は日歩3厘(年利換算1.095%)となります。

公共工事の請負代金債権の譲渡を活用した融資制度



(図-3) 地域建設業経営強化融資制度イメージ図



※ 平成26年3月末までは、助成金利1.2%適用

技士会

1. 平成26年度「土木施工管理技術検定試験 1級実地試験受験準備講習会」の開催ご案内

今年の1級土木施工管理技術検定試験の学科試験は7月6日に実施されました。学科試験に合格された方と、昨年、学科試験のみに合格されている方を対象に、実地試験に向けた講習会を次のとおり開催します。学科試験に合格された皆さんは資格取得目指し、頑張ってください。

1級 実地講習 (2日間を2回開催)	
日 程	平成26年9月3日(水)～9月4日(木)
	平成26年9月10日(水)～9月11日(木)
受講金額	会員：25,000円・非会員：29,000円 (テキスト代は別)
場 所	宮崎県建設会館 (宮崎市橘通東2丁目9番19号)
お問合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 (0985 - 31 - 4696)

2. 「JCM特別セミナー」の開催について (ご案内) (CPDS認定講習7ユニット)

今年も「JCM特別セミナー」を開催します。講師は、昨年同様、ハタコンサルタント(株)の降旗 達生氏で、今回のテーマは「現場代理人養成講座～成果を出す現場代理人を養成する～」で少人数による演習形式となっております。

申込みは全国技士会連合会 (JCM) のホームページのJCMセミナー (演習タイプの講習会) からしてください。

研修名 「現場代理人養成講座」～成果を出す現場代理人を養成する～

内 容

- 1 原価低減5つのポイント
- 2 ポイント1：旗を立てよ (原価低減目標の設定)
- 3 ポイント2：行き方を変えよ (VE手法の活用)
- 4 ポイント3：ムダを省け (施工ロスの削減)
- 5 ポイント4：マイルストーンで改善せよ (原価中間チェック手法)
- 6 ポイント5：来た道を振り返れ (原価データの整理と活用)

日 時 平成26年10月28日(火) 9:30 ～ 17:00

場 所 宮崎県建設会館

参加費 会員 5,000円 非会員 20,000円

定 員 48名

申込み 全国土木施工管理技士会連合会ホームページから

3. JCMマンスリーレポート「現場の新技术」論文募集

(一社)全国土木施工管理技士会連合会では、NETISの新技术を使用した土木工事の施工事例を募集することにしております。

この応募で受理されますと、主執筆者は5ユニット、共同執筆者は1又は2ユニット取得できます。

執筆対象者は、1・2級土木施工管理技士有資格者で、現場代理人、監理技術者等の役職の限定はありません。

内容は、自社でのNETIS技術の施工に関する実績で工事規模、工種の制限はありません。

過去に他団体等に提出した論文・報告は応募できません。

詳しくは、(一社)全国土木施工管理技士会連合会のホームページのマンスリーレポート論文募集の応募要領(8月下旬に発表)を参考にしてください。

建退共

1. 地区別の事務担当者研修会を開催します

○ 8月6日(水) 都城地区(三股町立文化会館)

○ 8月20日(水) 日向地区(日向市中央公民館)

※契約事業所へは、ハガキで直接ご案内します。

※当日は、メリット、各種手続きや建設共済の説明、様式、現場ステッカー、制度創設50周年記念品を配布します。

2. 共済証紙購入の考え方(購入枚数の計算例)

◎共済証紙(1日券が310円、10日券が3,100円)は、公共工事だけでなく、民間工事を受注したときも購入してください。

◎購入は、最寄りの金融機関において「共済契約者証」を提示し、「掛金収納書」に銀行の確認印を受け、大切に保管してください。

※「掛金収納書」は、加入・履行証明(経営審査用、入札参加資格申請用)を申請する際に必ず必要となります。

◎購入に当たっては、現場労働者の人数と就労日数を的確に把握し、それに応じた額を購入してください。

※人数等が把握できない場合は、下表を参考にしてください。

※対象工事の現場労働者の加入率を70%と仮定した表ですので、実際の加入率を70%で除して購入枚数を算出してください。

※100万円未満の工事は、1,000~9,999千円の欄を適用してください。

工事種別 総工事費	土 木					
	舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他の土木
1,000 ~ 9,999千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000 ~ 49,999千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000 ~ 99,999千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000 ~ 499,999千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 総工事費	建 築		設 備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設備
1,000 ~ 9,999千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000 ~ 49,999千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000 ~ 99,999千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000 ~ 499,999千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

《例1》— 加入率が100%の場合

1. 工事種別 住宅・同設備

2. 工事契約金額 9,345,000円(税込)

$$9,345,000円 \times 4.8/1000 \times 100/70 = 64.080円$$

(住宅・同設備) (購入代金率) (加入者率) (購入額)

$$64,080円 \div 310円 = 206.7 \approx 207日分$$

(購入額) (1日券) (購入枚数)

※端数については繰り上げて購入

《例2》— 加入率が50%の場合

1. 工事種別 その他の土木

2. 工事契約金額 787,500円(税込)

$$787,500円 \times 4.1/1000 \times 50/70 = 2.306円$$

(その他の土木) (購入代金率) (加入者率) (購入額)

$$2,306円 \div 310円 = 7.4 \approx 8日分$$

(購入額) (1日券) (購入枚数)

※端数については繰り上げて購入

※加入率が70%未満の場合は、理由書の提出が必要です。

3. 建退共宮崎県支部取扱状況（6月分）

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数
5月末計	社 2,853	名 48,281
加 入	4	100
脱 退	4	112
6月末計	2,853	48,269

区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (5月の状況)
前年度まで の 累 計	冊 408,692	件 46,358	千円 28,007,936	千円 113,928,163
当 月 分	690	86	70,572	49,644
26 年度分	2,366	308	257,917	91,455
累 計	411,058	46,666	28,265,853	114,019,618

厚生年金基金

事業概況（6月分）

1. 適 用

（平成26年6月末現在）

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
297	3,381	517	3,898

2. 給 付

（1）老齢年金給付及び一時金の裁定状況（平成26年度）

（金額：円）

		当 月 分		年 度 累 計	
		件数	金 額	件数	金 額
退職年金	新規裁定	21	6,309,200	49	14,289,500
	失 権 者	5	771,900	22	3,144,600
選択一時金		98	78,677,800	381	243,047,200
脱退一時金 (企業年金連合会移換を含む)		62	11,322,900	85	15,040,500
遺族一時金		0	0	0	0

（2）年金受給権者数

（金額：円）

件数	年 金 額	内 訳					
		全額支給		一部支給		全額停止	
		件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年 金 額
6,040	1,306,901,200	5,937	1,250,774,800	29	17,224,900	74	38,901,500

3. 保有資産（時価）

年金給付等積立金	16,506,045,715 円
----------	------------------

建災防



1. 平成26年度 安全衛生に係る宮崎労働局長表彰について

「安全衛生に係る宮崎労働局長表彰」は、安全衛生成績が高い水準に達し、他の模範と認められる優良事業場に対し表彰を行っているもので、その授与式は、毎年、全国労働安全週間中に行われていますが、本年度は、7月1日（火）にホテルメリージュで開催されました。

建設業関係の受賞者は次のとおりでありました。

【優良賞】

- ピーエス三菱・戸敷・山崎特定建設工事共同企業体
新相生橋上部（P 2 張出）工事作業所

【奨励賞】

- 鹿島建設株式会社 九州支店 南久保山トンネル新設工事事務所
- 株式会社九南 都城本社



2. コスモス認定証を吉原建設（株）に交付

「コスモス認定証」は、建設業労働災害防止協会（建災防）の「建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」に基づき、労働安全衛生マネジメントシステムを実施している事業場を対象に、建設業の安全衛生の専門家である評価者が認定基準に適合していると評価し、かつ、外部の有識者で構成される「コスモス認定審査会」において当該評価が客観的かつ公正に行われたと認められた場合に交付されるものです。

現在、全国でコスモス認定を取得している事業場の件数は、99件（81社）です。

当社は、平成23年7月に初回の認定を受け、今回、更新の認定を受けたものです。なお、県内で外にコスモス認定を受けているのは次の事業場です。

- ・ 株式会社 坂下組
- ・ 旭建設 株式会社

● コスモス（COHSMS）について ●

建設業労働安全衛生マネジメントシステムは、経営管理の一環として組織的・体系的に行う安全衛生管理の仕組み（システム）であり、システムを事業者自らが構築し、確実にかつ効率的に安全衛生管理活動を行うことにより「事業に潜在する災害要因の除去・低減」、「労働者の健康増進と快適職場の形成の促進」及び「企業の安全衛生水準の向上」を図るものです。（詳しくは、当支部又は建災防のホームページを）

「コスモス」は、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」の英語表記の頭文字をとったものです。

Construction Occupational Health and Safety Management System

3. 創立50周年記念 全国建設業労働災害防止大会について

建設業労働災害防止協会（略称 建災防）は、昭和39年に創立され、本年50周年を迎えます。毎年、開催されている標記の全国大会が、本年度は「創立50周年記念大会」として、9月24日（水）、25日（木）に東京で開催されます。多くの会員事業場に参加いただいて、安全意識の向上と安全衛生管理ノウハウの共有を図る機会にさせていただきようご案内いたします。

なお、大会参加券（7,500円）の購入につきましては、8月20日までに当支部に申込みいただくようお願いいたします。



総合集会(初日)

▶13時15分～16時30分(開場10時30分)

東京国際フォーラム(ホールA)

- 安全衛生功労者の表彰・顕彰
- 安全の誓い
- 厚生労働省講演
- 講演
- アトラクション



総合集会講演 ホールA

世界の中の日本

作家
そのあやこ
曾野綾子

専門部会(2日目)

▶9時00分～16時00分(開場8時45分)

東京国際フォーラム(ホールC,B7①,B7②,B5)

- 建築・コスモス部会(講演会場) ホールC
- 土木・コスモス部会 ホールB7①
- 安全衛生教育部会 ホールB7②
- 住宅部会 ホールB5

東京国際フォーラム(ホールB7)

- 安全衛生相談コーナー



専門部会講演 ホールC

環境安全
マネジメントと
地域防災

名古屋大学大学院環境学研究科教授
名古屋大学防災連携研究センター長
ふくわのぶお
福和伸夫

同時開催

東京国際フォーラム(展示ホール(1))

- 安全衛生保護具・測定機器・安全標識等展示会
- 建災防図書等販売コーナー



会場: 東京国際フォーラム

安全衛生保護具・測定機器・安全標識等展示会等も 両日 開催

参加費: 7,500円(1名) 申込先: 最寄りの建災防都道府県支部(本部)

問い合わせ先: 建設業労働災害防止協会 業務部広報課 TEL:03-3453-8201 FAX:03-3456-2458 URL: <http://www.kensaibou.or.jp/>



建災防

4. 建災防からの安全メッセージ⑧



本年、全国の建設業の死亡災害が急増！ 県内でも休業災害が増加

全国の建設業における、平成26年（1月～5月）の死亡災害・死傷災害（死亡災害＋休業4日以上）の発生状況は次のとおりです。

（平成26年6月7日現在）

平成 26 年（1月～5月）		平成 25 年（1月～5月）		平成 25 年との比較	
死亡災害	死傷災害	死亡災害	死傷災害	死亡災害	死傷災害
131	5,586	98	5,353	+ 33	+ 233

死亡災害は、前年同期に比べて**33件の増加（増加率33.7%）**、死傷災害は233件の増加（増加率4.4%）となっており、また、建設業の死亡災害は、全産業（356件）の36.8%を占めています。

宮崎県内の平成26年（1月～6月）の死亡災害・死傷災害（死亡災害＋休業4日以上）の発生状況は次のとおりです。

（平成26年6月末日現在）

平成 26 年（1月～6月）		平成 25 年（1月～6月）		平成 25 年との比較	
死亡災害	死傷災害	死亡災害	死傷災害	死亡災害	死傷災害
1	70	1	62	0	+ 8

死亡災害は、前年同期と同じですが、死傷災害は、8件の増加（増加率12.9%）となっています。

宮崎労働局では、第12次労働災害防止計画（平成25年度～29年度）において、「死傷災害の15%以上の減少」を目標に掲げていますが、現在までのところ、本年の発生件数は逆に増加しており目標達成に向けて厳しい状況となっています。

県内各地区では、6月から7月にかけて安全衛生推進大会が開催され、また、企業単位の大会も開催され、安全意識の向上が図られたはずですが、このような大会の翌日にも事故が起きています。このような時、ほとんどの現場管理者は

「まさか、自分の現場で起きるとは思わなかった。」

と言われます。

「事故は決して他人事ではなく、自分の現場で、いつ起きても不思議ではない。」

常に、このような緊張感を持って安全管理に当たっていただきたいものです。

安全管理に王道なし、毎日の地道な活動の積み重ねが無災害達成につながる唯一の道です。

火薬協会

1. 火薬類取扱保安責任者等試験の願書受付状況について

本年9月7日(日)、宮崎市(宮崎サザンビューティ美容専門学校)において実施する平成26年度甲種・乙種火薬類取扱保安責任者及び丙種火薬類製造保安責任者試験の願書受付状況は次のとおりです。

全員の合格をお祈りいたします。

職 種 \ 種 別	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	合 計
建 設 関 係	3 1	2 6		5 7
砕 石 関 係	5	2		7
製 造 関 係	1 9			1 9
販 売 関 係	2			2
煙 火 関 係		1	2	3
公 務 員	1	2		3
そ の 他	2 3	1		2 4
計	8 1	3 2	2	1 1 5

受験者の皆さんへ

- 試験会場は、宮崎サザンビューティ美容専門学校の講義室(5階)です。
場所は、宮崎駅西口交差点の南東角(県道沿い)です。
- 試験中は、電卓等の計算機類は使用禁止です。
- 試験会場では、携帯電話の電源を切ってカバン等に入れ保管してください。
- 学校の設備や備品、学生の品物に触れたり、使用したりしないでください。
- 校内では、灰皿のある場所以外での喫煙は禁止されております。
- 試験事務局の携帯電話は、080-1796-5190です。
(専門学校からの取次ぎはご遠慮ください。)
- 駐車場は、宮崎駅周辺の有料駐車場を利用してください。

2. 講習会の日程について

あなたの保安手帳は失効していませんか。受講記録欄で確認してください。受講の必要な方は、当協会への受講申込みを急いで行ってください。今年後半の講習日程は次のとおりです。

(1) 責任者・従事者保安講習会

月 日	曜日	開催地	講 習 会 場	講 習 時 間
8月 7日	木	高 千 穂 町	高 千 穂 建 設 会 館	13:00~17:00
8月28日	木	日 南 市	日 南 建 設 会 館	13:00~17:00
9月18日	木	延 岡 市	延 岡 建 設 会 館	13:00~17:00
10月23日	木	日 向 市	日 向 建 設 会 館	13:00~17:00
11月 6日	木	西 都 市	西 都 建 設 会 館	13:00~17:00
12月11日	木	宮 崎 市	宮 崎 県 建 設 会 館	13:00~17:00

(2) 再教育講習会

月 日	曜日	開催地	講 習 会 場	講 習 時 間
12月11日	木	宮 崎 市	宮 崎 県 建 設 会 館	10:00~17:00

保証会社



1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（6月分）

西日本建設業保証(株)

宮崎支店

I. 全般の状況

(単位:件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成26年度	461	9.2%	16,904	11.2%	995	▲4.7%	42,477	▲17.4%
平成25年度	422	31.1%	15,208	19.4%	1,044	48.5%	51,416	54.2%
平成24年度	322	22.0%	12,736	26.1%	703	8.8%	33,333	10.6%

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円)

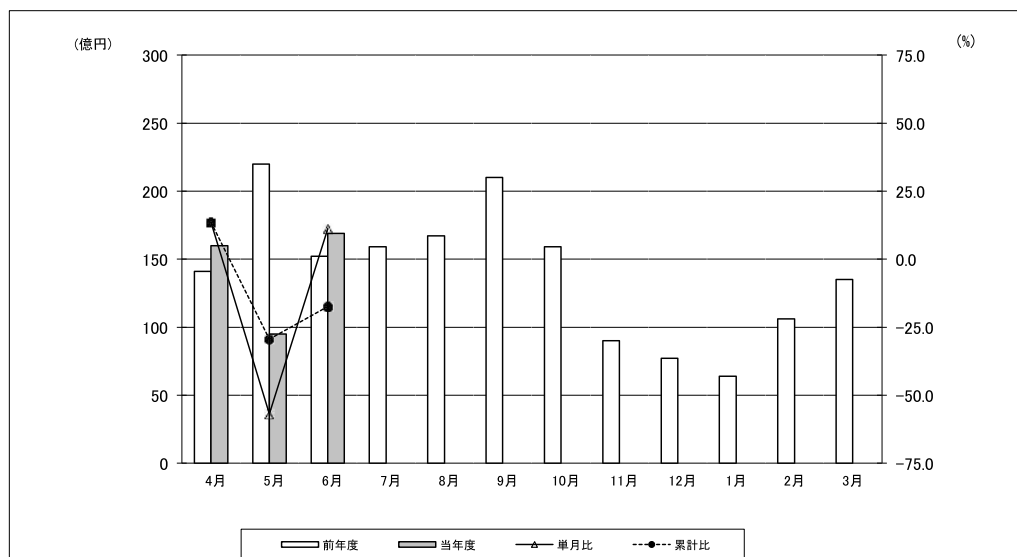
	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	54	▲29.9%	6,255	14.4%	89	▲33.6%	10,942	▲29.4%
独立行政法人等	1	▲88.9%	89	▲95.7%	8	▲70.4%	894	▲89.4%
県	194	59.0%	4,865	88.0%	425	7.6%	11,504	1.3%
市町村	209	0.5%	5,613	23.3%	467	▲2.7%	18,191	20.4%
その他	3	▲50.0%	80	▲84.0%	6	▲25.0%	945	▲3.0%
計	461	9.2%	16,904	11.2%	995	▲4.7%	42,477	▲17.4%

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	87	4.8%	3,849	2.5%	177	▲7.3%	6,525	▲34.5%
高 岡	22	0.0%	245	9.2%	49	▲9.3%	674	▲46.6%
西 都	44	83.3%	876	41.1%	78	59.2%	3,428	68.8%
高 鍋	23	21.1%	830	▲30.7%	51	▲10.5%	2,837	▲10.0%
日 南	42	35.5%	2,191	172.4%	66	4.8%	3,153	▲21.7%
串 間	26	136.4%	688	262.1%	42	5.0%	1,091	17.1%
都 城	52	23.8%	2,332	62.9%	122	▲3.2%	7,233	▲12.8%
小 林	31	▲27.9%	683	▲45.5%	97	▲12.6%	2,249	▲29.8%
日 向	46	▲37.0%	1,793	▲40.7%	137	▲22.6%	3,679	▲63.2%
延 岡	62	40.9%	2,595	27.9%	118	10.3%	9,006	28.0%
西臼杵	26	▲13.3%	818	20.9%	58	▲15.9%	2,596	71.8%
計	461	9.2%	16,904	11.2%	995	▲4.7%	42,477	▲17.4%

< 月別請負金額(前払保証分) >



2. 中間前払金制度のご案内

中間前払金制度とは、建設企業の資金需要への確に対応することを目的として、当初の前払金40%に加え、更に20%の前払金を請求することができる制度です。

■ 制度採用発注者

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、高鍋町、新富町、国富町、綾町、木城町、川南町、都農町、門川町、美郷町、高千穂町、日之影町、椎葉村、諸塚村、西米良村、国土交通省、農林水産省など。

■ 請求可能時期

工期の2分の1を経過し、かつ工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了し、工事の出来高が50%以上となったとき。

■ 中間前払のメリット

- ① 簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。
- ② 一括現金払出のため、迅速な支払ができます。
- ③ 保証料が一律0.065%と格安です。

例：中間前払金1000万円の場合、保証料はわずか6500円です。

■ 保証申込時に必要な書類

1. 保証申込書
2. 使途内訳明細書（「既済部分の材料費・労務費」として一括現金計上）
3. 認定調書（通知書）の写し

※ 認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。

中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前金払認定請求書（申請書）」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。発注者より「認定調書（通知書）」が発行されます。

平成26年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成26年6月末現在）

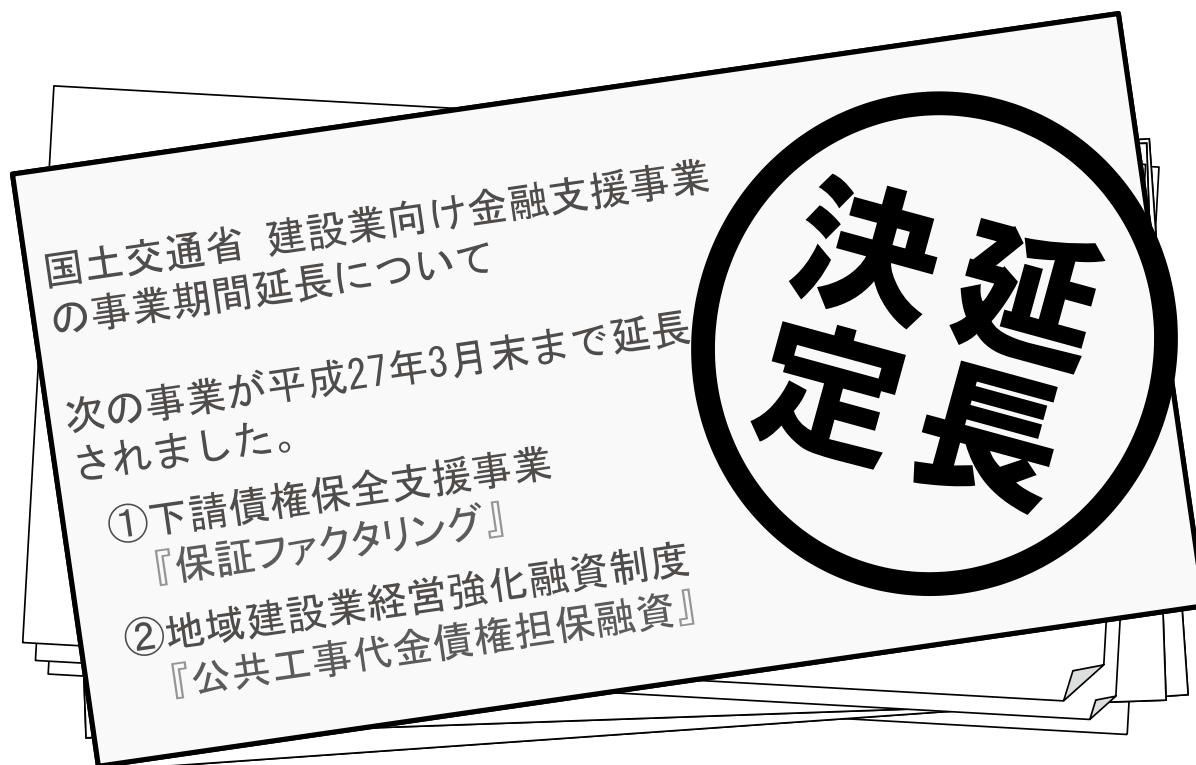
（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率（件数）	増減率（請負金額）
宮崎県	24	980,943	9.1%	35.1%
宮崎市	5	250,963	0.0%	56.4%
都城市	1	53,287	0.0%	416.6%
延岡市	6	56,976	20.0%	▲31.7%
その他公共的団体	2	98,218	<	<
計	38	1,440,388	11.8%	42.7%

● 問い合わせ先：西日本建設業保証（株）宮崎支店 TEL 0985-24-5656 FAX 0985-20-1167

URL <http://www.wjcs.net/>

3. 『保証ファクタリング』・『公共工事代金債権担保融資』 実施期間延長のお知らせ



(株)建設総合サービス(西日本建設業保証グループ)が実施しております『保証ファクタリング』・『公共工事代金債権担保融資』の実施期間が更に1年間延長(平成27年3月まで)となりました。

保証ファクタリングとは、元請企業からの受取手形や売掛金を保証する制度です。(手形保証の場合、オプションで手形買取での資金化にも対応します。)

保証料には国から最大4%の助成が適用されますので、元請企業倒産時の焦付防止や取引先拡大時のリスク回避に、ぜひご利用ください。

なお、サービスの詳細につきましては、西日本建設業保証(株)宮崎支店、もしくは(株)建設総合サービスへお気軽にお問い合わせ下さい。

株式会社建設総合サービス 金融事業部

〒550-0012 大阪市西区立売堀2-1-2建設交流館

TEL:06-6543-2843 / FAX:06-6543-2849

URL: <http://www.wingbeat.net>

(貸金業登録番号 大阪府知事(3)第12785号)

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

TEL:0985-24-5656

(公財)建設業福祉共済団からのお知らせ

育英奨学金前期分 25,968,000 円、220 名に給付!!

《前期分 220 名に給付》

共済団は 6 月 20 日、平成 26 年度の育英奨学金の前期分（平成 26 年 4 月～9 月まで）として要保育児 10 名、小学生 60 名、中学生 47 名、高校生 61 名、大学生等 42 名の計 220 名に対し 25,968,000 円を給付しました。

また、その内当団の東日本大震災の支援金を支給された方の子 10 名（小学生 1 名、中学生 3 名、高校生 2 名、大学生等 4 名）も対象として、1,512,000 円を給付しました。

《育英奨学金制度とは》

この制度は、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和 60 年から実施され、現在までに奨学生の延べ人数は 7,315 人、累計給付額は 13 億 4,098 万円余となっています。

奨学金は、業務災害または通勤災害により、死亡、身体障害 1～3 級、傷病 1～3 級に該当し、建設共済保険の保険金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、継続して給付しています。

なお、共済団の奨学金制度は他の奨学金制度との併用も可能で、返済は不要です。

◎給付額は以下のとおりです。

・ 要保育児……月額	12,000 円	年額	144,000 円
・ 小 学 生……月額	12,000 円	年額	144,000 円
・ 中 学 生……月額	16,000 円	年額	192,000 円
・ 高 校 生……月額	18,000 円	年額	216,000 円
・ 大学生等……月額	39,000 円	年額	468,000 円

◎要保育児および奨学生の対象であるにもかかわらず手続きがお済みでない場合は、随時受付けておりますので共済団までご連絡下さい。

資料請求や保険料試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(公財)建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

保険料が**安い** 補償が**厚い**
支払いが**速い**

法定外労災補償制度

建設共済**保険**

更にリフレッシュして充実した制度になりました



公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業 被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

取扱機関 (一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19 TEL.0985-22-7171 FAX.0985-23-6798

詳しい情報、保険料試算などのお問い合わせは

Tel. 03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>